

○川又照雄議長 次， 7 番平山晶邦議員の発言を許します。 7 番平山晶邦議員。

〔7 番 平山晶邦議員 登壇〕

○7 番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従いまして、一般質問を行います。

デルタコロナ禍の中、ウイルスは常に変化し、特に今回のコロナウイルスは人類の英知を超えた変化の兆しを見せています。常陸太田市内でも感染拡大がなかなか止まりません。私の東京に住む知人はコロナワクチンを2回接種したにもかかわらず陽性になりました。飛沫感染と言われていたのが、現在でははしかウイルスのように空気感染に移行しているのではないかなどとも言われています。ワクチンの3回目接種も話題となり、なかなか先が見えない状況が続いています。

このような状況の中、国のコロナ対策も刻々と変わる中で、市役所職員の皆さんはコロナ対策に携わる職員をはじめとして、休日にもコロナワクチン接種等、業務を通じて市民の安全安心のために市コロナ対策に尽力していただいていることに心から感謝を申し上げます。どうかお体を大切に業務に励んでいただきたいと思います。前段そのことを申し上げて一般質問に入ります。

第1の質問は、金砂郷地区が「過疎法」の対象外になったことについてお伺いをいたします。

令和3年の「過疎地域持続的発展支援に関する特別措置法」によって、第5次の「過疎法」から金砂郷地区が「過疎法」対象外になりました。昭和45年、「過疎地域対策緊急措置法」以来10年間の時限立法で制定されたのが初めての「過疎法」です。以来第4期に渡って施行され、令和3年から第5次の「過疎法」が施行されました。

この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を図り、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。「過疎法」対象は、財政措置、行政措置、税制措置から成っているようであります。

私は金砂郷地区に住んでいる者として、この10年の中で空き家や人口減少高齢化は進んでいると思います。10年で生活環境は変わったという印象を持っていますが、今回、金砂郷地区が「過疎法」対象外になったことを受けて、以下3点の質問をいたします。

1点目として、「過疎法」対象地域の基準についてお伺いをいたします。

2点目として、過疎地域から外れた影響はあるのかどうかをお伺いをいたします。

3点目として、今回の「過疎地域持続発展特別措置法」における今後の事業の進め方についてお伺いをいたします。

第2の質問として、市内学校でのデルタコロナ対策についてお伺いをいたします。

私たちは1年半にわたってコロナウイルスに対応させられています。現在は第5波の中で様々な対応を行っています。デルタ株ウイルスと言われる状況になってから、明らかに第4波までと違いが出てきています。デルタコロナと言われる前までは、若年層、子どもたちはコロナにかかりにくいと言われてきましたが、第5波のデルタコロナは若年層や子どもたちも容易にかかる、そして、家庭内感染の中心になってしまう状況が生まれてきています。ワクチン接種が進んでいるア

アメリカでも子どもたちのデルタコロナ罹患率が増えています。日本ばかりでなく、世界で子どもたちのデルタコロナ対策が問題視されています。

私は、子どもたちのコロナ感染対策は、第一に家庭でしっかりやっていただくことが基本であると思っています。その上で、子どもたちの集団生活の学校の場合においてもしっかりやっていく必要があると思います。日本においても、2学期が始まった学校でのデルタコロナ対策をどのようにしていくのが問題となり、デルタコロナ以前の対応でない対策が求められています。それゆえ、今、学校のデルタコロナ対応対策をどのようにしていくのかに注視されております。

緊急事態宣言を受けて、文科省の休校ガイドラインの設定や9月12日まで学校をリモートでの運営を示唆していますが、私は学校でのコロナウイルス対策は恒久的に求められていくのではないかと思います。そこで2点お伺いをいたします。

1点目は、学校内にデルタコロナを持ち込ませない対策や生活対策をどのように行っていくのかをお伺いをいたします。

次に、今、政府はGIGAスクール構想を進めています。本市においてもタブレットを生徒に持たせて、今後、リモート授業やIT教育を進めようとしています。これらの教育は現在のコロナ禍においては有効な手段だと思えます。

そこで2点目は、デルタコロナ禍における学校の教育環境や学校行事に対する考え方をお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問といたします。

**○川又照雄議長** 答弁を求めます。企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

**○岡部光洋企画部長** 金砂郷地区が「過疎法」対象外になったことについてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成16年12月1日の市町村合併前に過疎地域であった旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村の地域が、市町村合併後も過疎地域自立促進特別措置法の規定により引き続き過疎地域に見なされましたことから、過疎対策事業債等の過疎地域に対する支援措置を有効に活用して、生活基盤や情報基盤の整備、医療の確保、地域資源を生かした産業の振興などを推進してまいりました。

1点目の過疎法対象地域の基準についてでございますが、本年4月に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法におきまして、地域指定の要件となります財政力要件と人口要件の新たな内容が示され、原則、双方の要件を満たす地域が過疎地域に指定されることとなりました。

財政力要件におきましては、平成8年度から平成10年度まで3年間の財政力指数の平均値が0.42以下であったものが、平成29年度から令和元年度まで3年間の財政力指数の平均値が0.51以下へと改正されてございます。

人口要件につきましては、3つの要件が示されており、1つ目といたしまして、昭和35年から平成7年までの35年間人口減少率が30%以上であったものが、昭和50年から平成27年

までの40年間人口減少率が28%以上へと改正され、2つ目といたしまして、昭和35年から平成7年までの35年間人口減少率が25%以上かつ65歳以上の高齢化率が24%以上または15歳以上30歳未満の若年者比率が15%以下から、昭和50年から平成27年までの40年間人口減少率が23%以上かつ高齢者比率が35%以上または若年者比率が11%以下へと改正され、3つ目といたしまして、昭和45年から平成7年までの中期の人口減少率が19%以上から、平成2年から平成27年までの中期の人口減少率が21%以上へと改正され、以上3つのいずれかの要件を満たすことが必要とされております。

今回除外となりました旧金砂郷町の地域につきましては、財政力要件は満たしておりましたが、人口要件においていずれの要件も満たさなかったことから、対象地域から除外となったものでございます。

2点目の、過疎地域から外れた影響についてでございますが、過疎地域には過疎対策事業債や国庫補助の上乗せなどの財政措置や、県が市町村に代わって事業を行うことができる代行制度などの支援措置が設定されております。

旧金砂郷町の地域におきましても、昭和55年に制定された「過疎地域振興特別措置法」に基づき、過疎地域に指定されて以降過疎対策事業債等を活用して各種事業費への充当を行ってまいりました。

今回、過疎地域から除外となりましたが、除外に対する支援措置として6年間の経過措置が設けられ、過疎対策事業債につきましては、平成28年度から令和2年度の5年間のうち、過疎債発行額の大きい3年間の平均を基準額としてその5年間分の活用が可能であることから、最大限有効に活用して事業を推進してまいりたいと考えております。

3点目の「過疎地域持続的発展特別措置法」における今後の事業の進め方でございますが、同法の規定に基づき新たに策定いたします常陸太田市過疎地域持続的発展計画に基づきまして、各部課等が連携し、地域の諸課題に適切に対応しながら各種事業を推進することとしてございます。

推進に当たりましては、今回除外となりました旧金砂郷町の地域への経過措置期間も踏まえまして、過疎対策事業債等の支援を有効に活用しながら、財政部局等と連携して実施事業を精査し、地域にとって必要な事業を実施することで、地域の持続的発展に寄与してまいりたいと存じます。

**○川又照雄議長** 教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

**○武藤範幸教育部長** 学校でのデルタコロナに対する対策についての2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校内にデルタコロナを持ち込ませない対策や生活対策をどのように行っているのかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が確認されてから、これまで国及び県から発出されました学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関するガイドラインに加え、市独自のガイドラインを作成し、各学校において感染防止対策を行っているところでございます。

具体的には、児童生徒は家庭での検温や健康状態を健康観察カードに記入してからの登校、学

校では、児童生徒が登校した際に、昇降口などにおきまして、この健康観察カードの確認や手指消毒を行い、検温をしていない児童生徒については保健室などで検温し、体温や体調を確認してから教室に入るなど、学校内に新型コロナウイルスを持ち込ませないよう努めているところでございます。

また、学校生活全般における3密の回避や授業形態の工夫として、音楽科における合唱やリーダーなどの演奏については、学習する時期を変更するなど、教科によっては学習活動を制限するなどの対応をしているところでございます。

また、教職員に加え、県の会計年度職員である学校サポーターを活用し、ドアノブや階段の手すり、電気のスイッチなど共用部分の毎日の定期的な消毒作業など、感染防止の徹底を図っているところでございます。

さらなる感染対策といたしまして、学校におけるクラスターの発生を防ぐことを目的として、8月に教職員のワクチン優先接種を行い、幼稚園、小中学校に勤務する市外在住の教職員を含めました教職員をはじめ、介助員や用務員など、学校に関わる希望者のほぼ全員が2回目の接種を終えたところでございます。

また、18歳未満のお子さんがある子育て世代の優先接種が始まりまして、12歳以上の児童生徒の接種が順次始まっているところでございます。

デルタ株への置き換わりが進む中、急激な感染者数の増加に伴い、感染症対策の徹底を図るため発出されました国の緊急事態宣言及び県独自の非常事態宣言の延長を受け、市内小中学校におきましては、議員ご案内のとおり、9月1日から12日までを自宅学習期間とし、学校への登校を控える対策をとっているところでございます。

学校再開後におきましては、デルタ株に対し、外から学校内にウイルスを持ち込ませないようにすることが学校における感染拡大を防ぐために極めて重要であることから、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有するために、市独自のガイドラインを見直し、学校に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策の一層の徹底を図ってまいります。

具体的には、児童生徒及び教職員とも、発熱や風邪などの症状が見られたときは自宅で休養するとともに、同居する家族におきまして、同様の症状が見られたときは登校・出勤を控えるなど、家庭との連携を図ってまいります。また、小まめな手洗いの徹底や正しいマスクの着用、教室などにおける常時換気の実施などを点検する国から発出されました感染症対策チェックリストを基に、学校生活を見直していくことで、教職員全員の意識の向上を図ってまいります。さらに、登校時におけます家庭と学校による二重の検温を行うため、市内の児童生徒数の多い小中学校6校において、昇降口にサーマルカメラを設置し、カメラの使用に当たっての体制づくりについて検討してまいります。

次に、2点目の、デルタコロナ禍における学校の教育環境や学校行事に対する考え方についてお答えいたします。

デルタコロナ禍における教育環境といたしまして、学びの保障とタブレットを通じた教師と児童生徒とのつながりを保持することで、家庭においても教育環境が維持できる取組を行ってまい

ります。

具体的な取組といたしまして、現在、児童生徒1人1台のタブレットを自宅学習期間に家庭へ持ち帰り、インターネットへの接続など家庭での動作環境の確認を行っております。特に、中学生においてはオンライン会議システムを利用して朝の会などを試行的に行っており、昨日時点で中学生のほぼ100%が家庭でのオンラインの活用が可能な環境であることの確認ができたところでございまして、今後、オンラインによる授業が行えるようにしてまいります。また、不登校などやむを得ずに学校に登校できない児童生徒に対しましても、学校と児童生徒を結んでオンラインによる学習等が展開できるよう進めてまいります。

学校行事につきましては、9月に予定していた諸行事は延期や中止としているところでございますが、運動会や修学旅行は有意義な教育活動であるため、今後、市の感染状況等を注視し、内容などを工夫し取り組んでまいりたいと考えてございます。なお、運動会など保護者の方が参加する行事におきましても、サーマルカメラなどを設置し、家庭と学校の二重の検温態勢を図るなど、新型コロナウイルスを学校に持ち込ませない手だてを講じてまいります。

○川又照雄議長 平山議員。

〔7番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○7番（平山晶邦議員） 2回目の質問をいたします。

第1の質問である、金砂郷地区が「過疎法」対象外になったことについては理解をいたしました。そこで、要望だけ申し上げます。

「過疎法」対象外になったことでは、財政措置である過疎対策事業債や国庫補助上乗せ等がなくなることが一番の課題かなと、このように思っております。ご答弁にあったように、地域に必要な持続的発展に寄与する事業はぜひ今後とも実施していただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

第2の質問の、市内学校でのデルタコロナ対策についても理解をいたしました。

1点目の学校内に持ち込ませない対策は、ご答弁にあったように、家庭内では今までのように通学前の検温はきちっとやっていただき、学校での水際はダブルチェックを働かせる体制でサーマルカメラ等での生徒の検温チェックをよろしくお願いをいたします。そして、絶対にデルタコロナクラスターは学校では起こさないということであっていただきたいと思っております。

2点目のコロナ禍における学校教育環境ですが、コロナ禍の今だから教職員一体となってIT教育の実践ができるようにしていく必要があると思っておりますし、ウィズコロナの時代を迎えても活用するリモートを使った教育環境の整備をつくっていただきたいというふうに思います。

また、ご答弁にあったように、不登校対策にもぜひこのリモートの活用を、そのようにできる学習環境を改めてお願いをいたします。

私の2点の質問に対して、前向きな実践あるご答弁をいただきありがとうございました。以上で私の一般質問を終わります。